

令和6年度 第1回 東京都北区バリアフリー基本構想推進協議会・区民部会 議事要旨	
日時	令和6年7月31日(水) 午後2時00分～午後4時00分
場所	北とぴあ(14階 スカイホール)
出席者	<p>[委員](敬称略・順不同)</p> <p>対面：高橋儀平、野口祐子、丹羽菜生、井上良子、中村恵子、遠藤吉博、市川幹、大八木剛、吉田耕一、山中将男、下山豊、尾花秀雄、誉田加奈子、清水孝彰、平井靖範、町田寛子、濱野治代、吉澤一之、橋本孝、時任一郎、竹内紀、松本剛、廣元勝志、栗生隆一、杉戸代作、石本昇平、荒井和也、内山琢矢 計28名</p> <p>オンライン：久武雅人、河奈正道、小島良太 計3名</p> <p>[事務局]</p> <p>北区まちづくり部都市計画課：田原、青木、鈴木</p>
欠席者	<p>[委員](敬称略・順不同)</p> <p>菊池信久、武山信幸、近藤琢哉、藤沼三郎、丹野克哉、花山明弘、高岡和宏、島田司、田名邊要策、五十嵐純、佐藤智彦、大前隼人、太田雅一 計13名</p>
次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 事務局あいさつ 3 会長・副会長・部会長あいさつ 4 議題 <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和6年度以降のバリアフリー推進における進め方 (2) 区民部会の進め方(まちあるき点検・こころのバリアフリーに関する取組) 5 事務局報告 6 閉会
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 北区バリアフリー基本構想推進協議会・区民部会 委員名簿 ・ 北区バリアフリー基本構想推進協議会 設置要綱 ・ 資料1 令和6年度以降のバリアフリー推進における進め方 ・ 資料2 区民部会の進め方 ・ 参考資料1 北区バリアフリー基本構想【全体構想】【各地区別構想】の概要版及び 重点整備地区図 ・ 参考資料2 福祉学習ニュース(社会福祉法人北区社会福祉協議会) ・ 参考資料3 JR 田端駅北口周辺のバリアフリー化について(当日配付) ・ 当事者参画で進めるユニバーサルデザインの施設づくりハンドブック(当日配付)

要旨

1. 開会

2. 事務局あいさつ

- ・出席委員報告：31名/42名（設置要綱に基づき、定足数を満たしていることを確認）
- ・配布資料の確認

3. 会長・副会長あいさつ

- ・会長、副会長、副会長、部会長よりあいさつ

4. 議題

（1）令和6年度以降のバリアフリー推進における進め方

●事務局より、資料1説明

会 長：ご説明いただきありがとうございました。

それでは、資料1について、質疑応答に移りたいと思います。どなたからでも結構ですので、ご発言をいただければと思います。

委 員：知見集のサンプルを拝見して、充実したものができると期待していますが、完成版は印刷・製本されるものでしょうか。また、配布先はどこになるのでしょうか。例えば、冊子として色々なところに配布するのでしょうか。それとも、データで北区のHPに掲載するのでしょうか。

事 務 局：今年度の目標として、知見集の完成までは計画しています。まだ来年度の予算化ができてはいませんが、事務局としては、お手元に配ったような冊子（「当事者参画で進めるユニバーサルデザインの施設づくりハンドブック」）を作りたいと考えています。今後、特定事業等を進めるにあたり、各事業者様の参考としてほしいとの思いがあるため、本日まで出席以外の民間事業者様も含め、冊子またはHPでご案内をさせていただきたいと考えています。

副 会 長：4ページ目の障害特性別の配慮事項について、肢体不自由、視覚障害者、聴覚障害者、高齢者等とあります。以前も質問したように思いますが、特別支援学校の先生に協議会に入っていたいただき、発達障害に関する検証もされてきた中で、その部分は、あえて抜かしているのでしょうか。

事 務 局：ご指摘いただいた4ページに記載の「障害特性別の配慮事項」は、昨年度の協議会でお示した資料です。副会長からご意見をいただいたように、今回の知見集においては、障害特性別の整理は取りやめる方針となりました。障害特性ごとの困りごと等を示していけたらと考えており、今回の資料は、その修正方針となっています。

副 会 長：7ページについて、写真で整理されていてとても分かりやすいと思います。ただ、視覚障害者誘導用ブロックが道路を突っ切っているのは、なかなか見ない事例です。視覚障害者誘導用ブロックは、元々歩道に設置することが定められています。整備により改善されたことは、もちろん良いことですが、元々が間違いであり、指摘する前段階の問題かと思いますが、いかがでしょうか。

事 務 局：事例を作成するにあたり、道路を管理する部署に当時の経緯を確認しましたが、なぜ横断歩道の無い所に視覚障害者誘導用ブロックが設置されていたかについては、情報

を入手することができませんでした。ただ、危険であることは重々承知していたため、今回のような整備を行ったという次第です。

副会長：もしかしたら、このような場所がほかにもあるかもしれないということですよね。視覚障害者の方が安全に歩行できることを最優先に、お願いしたいです。

会長：委員は、この事例をご存じだったでしょうか。団体として改善の要望をされたのでしょうか。

委員：知っていました。ただ、団体として要望をした経緯はないです。

会長：最短距離で東京成徳大学の正門のほうへ安全に横断できるように、との考えがあったのかと思います。ただし、警察との協議で、そこに横断歩道を設置することができなかったため、このような状況になってしまっていたのかと思います。これは、横断歩道ができて、エスコートゾーンが追加されたという好事例の一つです。難しいのは、歩道の部分と、交差点部の警告ブロックの形です。この場合では、少しアールになって、距離をとって、方向性がわかるような示し方がされています。ブロックの据え付け方等を含めて、工夫の余地があると思います。

部長：9ページの表1-2についてです。なでしこ小学校に関する意見が改善されておらず、王子第一小学校で同じことを指摘しました。車椅子使用者が近くに寄れない手洗い場となっているという内容です。せっかく、まち歩き点検でなでしこ小学校で指摘をしたのに、王子第一小学校で改善されなかったのはなぜでしょうか。知見集のどこに含まれるのかわかりませんが、指摘事項が次の検討に活かされなかったのはなぜか、という検討が必要なのではないでしょうか。

また、先ほどのサンプル事例について、想像ですが、東京都障害者総合スポーツセンター前の歩道に連続させるために、道路反対側へ横断するよう、車道部に視覚障害者誘導用ブロックを設置していたのではないのでしょうか。

委員：その通りです。毎朝、全盲の職員の方が、この視覚障害者誘導用ブロックを使って出勤されています。視覚障害者誘導用ブロックが王子特別支援学校側に寄って、まっすぐになったことでよくなりました。そのまま行くと、障害者総合スポーツセンターの駐車場に行きつき、一旦視覚障害者誘導用ブロックが切れます。切れたことを確認して、左側に横断すると、障害者総合スポーツセンターに沿って視覚障害者誘導用ブロックが設置されています。北療育医療センターのほうへ渡ると、横断歩道や視覚障害者誘導用ブロックが設置されているため、安心です。どこに行きたいかにもよりますが、横断歩道のないところを横断している状況があると認識しています。

会長：ページ数が限られていますが、できれば写真だけでなく、歩道、道路、周辺の施設との関係性も平面図で示すとよいですね。スケールは小さくてもよいと思います。そうすれば、視覚障害者誘導用ブロックがどのように連続されているのかわかります。また、なでしこ小学校であったのと同じミス王子第一小学校でもしており、知見集でどのように整理するか、という点についてはいかがでしょうか。

事務局：王子第一小学校の施設点検会に参加しましたが、最も多かった意見が、なでしこ小学校での意見が反映されていない、というものでした。そういった悪い部分もありまし

たが、新設され、区民部会の皆様の参加を経て整備がされた好事例でもあるため、知見集に反映させる予定です。ただし、ご指摘が反映されていなかった理由等を事業者の方々に整理いただくことで、次に活かせればと考えています。

会 長 : 同じ過ちを繰り返してしまったというのも、一つの知見かと思います。コミュニケーションが取れなかったのかもしれませんが、担当者が理解していなかったのかもしれませんが。色々な側面があると思います。うまくいかなかったときにどうするか、という一つの事案となるため、それも知見集の使い方だと思います。好事例だけでなく、幅広く事例を収集するのが非常に大切なことなので、事務局でも再度ご検討いただければと思います。

副 会 長 : 前回の協議会において、知見集を全国的な参考とするためには、当事者の意見を事業者が実現するための検討プロセスまで含めるのが良いのでは、と申し上げました。5ページの作成イメージの中に、「苦勞した点」や「課題が残ったと考えること」の項目がありますが、事業者なのか、当事者なのかによって、考えが違ふと思われます。また、サンプルとして示されている事例においては、当事者の意見が特に示されていません。当事者の方がどのように感じたため、整備が必要となったのか、記述する必要があるかと思います。さらに、事業者の中の誰が苦勞したのかを明確にするとよいと思います。また、残った課題については、事業者、当事者それぞれで認識されていることがあると思われるので、そういった点まで記述ができるとういことです。事業者と当事者が一緒に作り上げていくプロセスの中で、冊子が作成できればよいと思います。

会 長 : 今のお話は要望という認識でよいでしょうか。

副 会 長 : その通りです。

会 長 : サンプルの事例の事業主体は、北区土木部道路公園課ですが、担当者の認識なのか、当事者の認識なのかははっきり記載したほうが、知見集を見た方が分かりやすいのご意見でした。

また、まち歩き点検を行っているところについては、当事者からの意見が出る可能性が高いため、その点についても整理する必要があると思います。事例の照会シートは事業者から提出されますが、全体としては、協議会として整理をしていくということで、よろしく願います。

委 員 : 「苦勞した点」と「課題が残ったと考えること」については、副会長と同意見です。なでしこ小学校で出た意見が王子第一小学校で反映されなかった件については、「課題が残ったと考えること」の欄に書かれることになるのかと思います。現在、王子をはじめ、東十条や赤羽駅東等の北区の様々なところでまちづくりの計画が進んでいます。サンプルの事例から、視覚障害者誘導用ブロックを設置するということだけでも、調整に非常に時間がかかるということが分かり、苦勞した点や、課題として残った点が北区の他の地域、欲を言えば、北区以外にも展開されればよいと思います。

最後に質問ですが、4ページに、適宜障害特性について説明を記載すると書かれていますが、サンプルの事例では、障害特性はどこで触れられているのでしょうか。

事務局：障害特性の表現方法については、検討しているところです。まだ事例がこの1件しかなく、また、当該箇所ではまち歩き点検での意見がありませんでした。視覚障害者誘導用ブロックに関する事例のため、基本的には視覚障害者の障害特性となりますが、有効幅員の観点もあるため、表現方法については、検討中です。サンプルが集まってくる中で、障害特性を踏まえて、どのような整備が行われたか、整理していけたらよいと考えています。

会長：書き方については難しいところです。障害ごとの困りごとを整理できれば良いですが、あまり書きすぎると医療モデルとなってしまいます。知見集としての評価の仕方は、協議会や区民部会において、皆さんと議論していけたらと思います。また、事例の道路整備に時間がかかったという点についてコメントをいただきました。道路整備にしては短い期間かと思いますが、区民、利用者の立場によって、感じ方が異なると思われます。

副会長：区民部会やまち歩き点検で出た意見を載せるのはいかがでしょうか。そうすれば、一つの障害に限らず、様々な視点からの意見が整理されると思います。例えば、特別支援学校の先生から、歩道上の視覚障害者誘導用ブロックの色が白黒だと浮き上がって見えてしまうため、やめてほしい、という意見がありました。会長がおっしゃったように、医療モデルではなく、社会側の障害という形で、出た意見を載せるとよいのではと思います。また、知見集として良いものが出来上がると思っていますが、事業者の方にどのように浸透させるか、有効性を持たせるか議論しなければ、作って終わりにになってしまうかと思っています。

(2) 区民部会の進め方

●事務局より、資料2、参考資料2説明

会長：ご説明いただきありがとうございました。

それでは、資料2について、質疑応答に移りたいと思います。

委員：第2回協議会を区民部会と合同にしてもらえないでしょうか。私のように、区民部会のみ所属している人も、知見集やこころのバリアフリーに関する議論に参加させていただければと思うため、ぜひ検討していただきたいです。

また、こころのバリアフリーのイベントについて、10月は様々なイベントがあるため、8月上旬に区民祭りの参加の抽選結果が出たら、すぐに教えていただきたいです。ハートスポーツフェスタの日程が決まっていれば教えてください。

事務局：区民部会と合同で行えるかどうかは、検討のうえ、方針を共有させていただければと思います。区民祭りの抽選結果については、区民部会の皆様には、改めて周知させていただきます。区民祭りは10月5日、6日ですが、ハートスポーツフェスタの日程は把握していないため、別途ご案内します。

- 委員：表2-1に記載のこころのバリアフリーに関するアンケート結果等は、HP等で確認できるのででしょうか。また、こころのバリアフリーとは、どのようなものを想定しているのでしょうか。実際に行ってきた取組も教えていただきたいです。
- 事務局：こころのバリアフリーの位置づけですが、区民への普及・啓発に重きを置いています。令和5年の1~2月の区民部会において、どのようなこころのバリアフリーの取組が考えられるか、という質問をさせていただきました。その結果、小中学生への教育啓発、事業者、区民への普及・啓発が考えられるのでは、との意見をいただきました。小中学生への教育啓発については、既に、社会福祉協議会で取組をしていることから、そちらにお任せしようと考えています。事業者については、体験会等で集まっていたいただき、資料2の表2-1に記載の取組を行ってきました。例えば、平成30年には、障害疑似体験を行っています。事業者向けの普及・啓発については、次年度の北区バリアフリー基本構想改定の中で、改めて取組を行っていきたいと考えています。今年度は、まだ十分ではない区民への普及・啓発の取組を行っていきたいと思います。
- 副会長：VRについては、日本工業大学の学生がVR専門の教員指導のもと作成したのものを使っていただいています。作成当時は、新型コロナウイルス感染症が大流行しており、非接触型の啓発活動はないか、ということでVRの活用が行われました。新型コロナウイルス感染症が落ち着いた今、VRにこだわることなく、対面で当事者の方に触れあっていただく啓発イベントを行うのもよいと思います。
- 事務局：アンケートの結果については、令和2年度の間接評価において、取りまとめています。区のHPに中間評価を公表しているため、ご確認をお願いできればと思います。また、別途紙の資料を準備して、お渡しします。
- 委員：区民祭りの場所として、赤羽会館、滝野川体育館等とありますが、野外の体験はないということではよろしいでしょうか。
- 事務局：申し込みをしているのは、赤羽会館の中のみです。
- 委員：野外となると、赤羽公園が会場になるかと思いますが、バリアフリーが完全ではないと思います。赤羽会館の中だけかどうか、という確認でした。
- 事務局：会館の中だけで、間違いございません。
- 会長：参考資料2について、多くの小学校で、多くの方に参加いただき、福祉学習プログラムが実施されていることが分かりました。おそらく、児童の皆様に意見をいただいたり、アンケートを行ったりしているかと思います。しかし、重要なのは、先生がどのように感じているか、自分たちだけでもこういった学習ができるかどうかかと思います。先生方にもアンケートを取っているのであれば、ぜひそれを開示してほしいと、社会福祉協議会にお伝えいただければと思います。
- こころのバリアフリーとは何を指しているのかということは、本来であればもっと議論しなければなりません。委員にはぜひ整理のうえ、披露いただければと思います。現在、バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会において、こころのバリアフリーについて、様々な議論が行われています。名前自体が良くないのではな

いか、という意見もあります。基本的には、差別・偏見のない社会をつくるにはどのようにすればよいか、ということですが、少し技術的な話になってきてしまっているため、注意しなければならないと思います。

委員：高齢者、障害者が公園のベンチに座りたくても、若い方が座っていて譲ってくれないことがあります。高齢者、障害者が座りたいときにすぐに座れるように、専用のベンチを作っていただくことは可能でしょうか。

委員：老朽化したベンチが多く、交換を進めているところです。今回、バリアフリーの観点から意見をいただいているため、専用のベンチの設置が可能かどうか、検討していきたいと思います。現状、古いベンチが多く、交換が間に合っていないところもあります。それも踏まえて、検討させていただきたいと思います。

委員：高齢者や障害者本人にとっても、家にこもっているよりも、外に出ていくほうがよいかと思います。もし可能であれば、専用の休憩設備が整備されればよいと思います。よろしくお願いします。

委員：公園について、ついでにお聞きしたいことがあります。鳩に餌をやっている人がいますが、警察に相談すれば、協力していただけるのでしょうか。公園課の方々から、注意してほしいと言われているため、注意していますが、なかなかやめてくれません。

委員：鳩のえさやりに関する苦情は、少なくなってきたとはいえ、まだあるということは把握しています。電話で相談があった際には、トラブルにならない範囲で注意していただければ、とお伝えしていますが、なかなかその場に居合わせないと、こちらから注意するのは難しい状況です。警察と連携した対応ができるかどうかについては、検討していきたいと思います。

委員：公園の古いベンチは横向きに一列で座る形ですが、障害者や高齢者は体のバランスが悪く、転んでしまう可能性があります。背もたれやひじ掛けがあれば良いかと思います。また、電車と同じように、体の不自由な方や、杖使用者等が優先的に座れるようになれば良いと思います。

委員：公園のベンチについては、古いものを交換しているところでもあり、特に新しい公園をつくる際には、ご意見を頂戴できればと思っています。その際は、ご協力よろしくお願いします。

委員：先ほど中間評価がHPに掲載されているというお話でしたが、どのように見つければよいかわからないため、教えていただきたいです。

また、道路整備にあたって、狭い歩道の縁石の内側にガードハイプが設置されました。電柱もあり、車椅子は車道に出なければ通れません。せっかくきれいな道路ができたのに、このような状況です。ガードレールの設置はどここの管轄になるのでしょうか。そこに訴えていきたいと思います。

事務局：中間評価の資料については、区役所HPのトップから「バリアフリー」で検索していただければヒットします。後ほど改めてご説明させていただければと思います。

委員：道路の路面補修や道路の拡幅等の整備を行っています。ご指摘いただいた箇所については、道路を広げるのではなく、既存の道路を新しく改修し、通りやすくしたところ

だと思えます。有効幅員2m以上確保することになってはいますが、どうしても道路の構造上、確保できないところがあります。また、交通安全上の観点から、横断歩道以外での車道の横断を抑止する目的で、ガードパイプを設置させていただいています。我々と警察、交通管理者と協議のうえ、事故防止の観点で設置している場合があります。望ましいのは、有効幅員2mを確保することですが、電柱があったり、有効幅員が狭くなったりするところがありますので、譲り合いながらの通行をお願いしているという現状もあります。改善に向けて取り組んでいきますが、時間がかかり、ハード・ソフトの両面で対応していきたいと思えます。

会 長 : 車椅子が利用できないとなると、幅員70cmを切っているのかもしれませんが。ほかのところでは使っているガードパイプをそのまま持ってくるのではなく、安全上の観点からも工夫したほうがよいでしょう。

委 員 : 交通量に応じて横断抑止の仕方も様々あるため、状況に応じて、引き続き検討していきたいと思えます。

委 員 : 縁石の内側15cmほどのところに立っています。縁石の上に設置できないものでしょうか。

委 員 : 建築限界があり、道路の構造上、設置する位置が決められています。ただ、車道の外側線のようなものが設置できれば、改善できる可能性があります。路線の状況に応じてとなります。ガードパイプ、パイプ柵、ポストコーンのような支柱タイプ等、様々なタイプがありますが、路線に応じて、どのような対応ができるか、引き続き検討したいと思えます。

委 員 : 車椅子が大型化してきていますが、車椅子利用者は遠回りをしたり、車道を通ったりするしかないのが現状です。ぜひ、検討していただきたいです。

副 会 長 : 先ほど、委員から、公園に専用のベンチをとのご発言がありました。専用にしなくても、譲り合いができるようになることこそ、ここでのバリアフリーであり、そうなっていくべきだと感じました。ただし、高齢化が進んでいる中で、昔のままでよいのか、ベンチの数が足りているのかも検討していただきたいと思えます。本日ご欠席の「認知症の人と家族の会」の委員がいらっしゃれば、ご発言されるだろうと思うので、代わりに発言させていただきます。委員の認知症の奥様は、晩年行くところが公園くらいしかなかったそうです。認知症の方にとっても、歩いて近くの公園に行くことはとても重要だとおっしゃっていました。そういった方は今後増えていくと思われませんが、公園にしっかり座れるベンチがあれば外出が守られると思えます。様々な方のニーズをくみ取って、公園整備をしていってほしいと思えます。

5. 事務局報告

- 事務局より、新庁舎の整備を当事者参画で進めていく方針について説明
- 事務局より、「当事者参画で進めるユニバーサルデザインの施設づくりハンドブック」紹介
- 土木政策課より、参考資料3説明

委員：「多様な利用者のニーズに配慮したユニバーサルデザインのトイレづくりハンドブック」が東京都から出されています。新しい施設を作る際には、ぜひトイレのユニバーサルデザインについても配慮していただければと思います。重度の障害がある方は、おむつ交換が必要になりますが、大型ベッドがあるトイレが非常に少ないです。新しいトイレを設置する際には、そういった設備も含めて整備をしてほしいと思います。

6. 閉会

事務局：お忙しい中ご参加いただきありがとうございました。いただいた意見を活かせるよう引き続きご協力をお願いいたします。本日は本当にありがとうございました。これをもって本日の会議を終了いたします。